

## 第8章 計画の推進体制

---

### 1 計画の推進

---

#### (1) 基本的な考え方

本計画は、高齢者に関する総合的な計画であり、対象となる事業も広範にわたるため、行政のみならず民間団体や保健・福祉・医療・防災など、各機関との連携が欠かせないものになります。したがって、関係機関や市民、地域団体に計画の趣旨や内容の周知を行い、連携の強化、協力体制づくりを進めていきます。

本市は、『八王子ビジョン 2022』、『八王子市地域福祉計画』など各種関連計画の推進と整合性を図りつつ、関係各課の連携を強化して事業を推進していきます。

#### (2) 情報発信

介護保険サービス、健康づくりや介護予防に関する保健事業や福祉事業・地域福祉活動など、さまざまなサービスや制度の周知とあわせ、本計画について市民の理解を深めるため、広報やパンフレット、ホームページなどの媒体や出前講座の開催などを通じて、積極的に情報発信・広報活動を行っていきます。

#### (3) 計画推進のための環境整備

計画を確実に推進していくためには、各機関や関連団体との連携が重要です。

地域のさまざまな問題、とりわけ福祉的な支えあいを課題として、市民が考え、行政と協働して地域の生活課題を解決していくために、社会福祉協議会や NPO などの団体とも協力を深め、人材の確保・育成を目指します。

また、既存の施設、人材・団体など、地域の社会資源を有効に活用するとともに、市民や企業からの協力を得るなど、「協働」を基本とした取り組みにより、より効果的・効率的な計画推進を図り、持続可能性の高い地域活動の支援、福祉のまちづくりの展開を目指します。

---

## 2 計画の進捗管理

---

本市が条例で設置する「社会福祉審議会」に「高齢者福祉専門分科会」を設け、計画の進捗管理を行います。

「高齢者福祉専門分科会」は、これまで本市が設置していた「介護保険運営協議会」の機能を含みます。この専門分科会のもとに「高齢者計画・介護保険事業計画策定部会」、「高齢者あんしん相談センター運営部会」、「高齢者施設整備審査部会」を設置し、よりきめ細かい議論と事業の進捗管理、次期計画の策定に向けた議論を行います。

### (1) 「高齢者福祉専門分科会」(担当：高齢者いきいき課)

各分野の有識者に加え、市民から一般公募した被保険者の代表から構成される機関で、要介護認定の状況、第1号被保険者の保険料の収納状況、サービスの需給状況などについて検討を行い、本市の介護保険財政の健全運営を図ります。

また、介護保険事業計画の進捗状況の確認、制度変更などに伴う検討事項について協議を行います。高齢者計画の進捗状況については、保健・福祉・医療に関する総合的な見地から推進状況を評価・確認していきます。

### (2) 「高齢者あんしん相談センター運営部会」(担当：高齢者福祉課)

学識経験者や保健・福祉・医療関係者、介護保険事業者などにより構成される機関で、高齢者あんしん相談センターの公正・中立性の確保及び適切な運営を図るための協議を行います。

### (3) 「高齢者計画・介護保険事業計画策定部会」(担当：高齢者いきいき課)

「高齢者計画・介護保険事業計画」を総合的・効果的に策定するため、保健・福祉・医療にかかる有識者などで構成された部会を設置します。

### (4) 「高齢者施設整備審査部会」(担当：高齢者いきいき課)

社会福祉法人等による高齢者施設の整備及び補助金の交付や地域包括支援センター受託法人の選考に対して、対象法人としての適格性や整備計画の妥当性を審査するため、有識者で構成された部会を設置します。

---

## 3 各種計画との連携

---

本計画は、本市におけるすべての高齢者が生き活きと、安全・安心に暮らせるまちづくりを目指すものです。このため、まちづくり全体の方向を明らかにする基本構想・基本計画である『みんなで紡ぐ幸せ 八王子ビジョン 2022 活力ある魅力あふれるまちへ（基本構想・基本計画）』はもとより、各種関連計画との整合性を図り、関係各課との連携・調整体制を確保します。

特に、地域包括ケアシステム構築に向け、「地域」、「協働」などを主眼として展開する各種施策や事業の相互連携や実施方法の調整に努めます。

また、次期計画策定に向けては、『八王子市地域福祉計画』を中心に、同時期に改定する関連計画間の構成や各種調査内容、計画書のあり方、事業展開の連携方法など、包括的に調整を進めていきます。